

徳之島町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	公 務 員			民 間		
	職員数	平均年齢	平均給与	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与
全 体	7 人	49.6 歳	315,696 円			
学校給食	1 人	56.0 歳	×	調理師	45.9 歳	219,900 円
用 務 員	1 人	57.0 歳	×	用 務 員	53.9 歳	299,800 円
そ の 他	5 人	46.8 歳	295,670 円			

「平均給与」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手、通勤手当、時間外勤務手当など、すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成16年～18年の3か年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

その他は、水道職員・介護職員・徳寿園職員である。

個人が特定されるものについては公表しない。(1人の項目)

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

区 分	31 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳
	未 満	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳
全 体	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人	4 人
学校給食	0	0	0	0	0	0	0	1
用 務 員	0	0	0	0	0	0	0	1
そ の 他	0	1	0	1	1	0	0	2

平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しない。

その他は、水道職員・介護職員・徳寿園職員である。

(3) その他給与に関する事項(給与表、手当、昇給基準等)

1 給料表

技能労務職員給料表(国公の行政職給料表(二)に同じ)の5級制を採用しています。

2 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

3 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

基本的には退職不補充とし、必要な業務については、民間委託や臨時職員等で対応を検討していく。

給与面については、国家公務員の俸給表(行政職俸給表(二))に準拠しており、今後も同様とする。

3 具体的な取組内容

- ・ 全ての特殊勤務手当の廃止。【平成18年～】
- ・ わたり制度の廃止。【平成18年～】
- ・ 定年1年前、定年1ヶ月前、勸奨1ヶ月前昇給の廃止。【平成18年～】
- ・ 55歳昇給抑制。【平成18年～】
- ・ 枠外昇給廃止。【平成18年～】

4 その他

基本的には退職不補充とし、業務については、廃止できるものは廃止し、出来ないものについては、民間委託や臨時職員等で対応を検討していく。